

玉村町農業委員会だより

●発行／玉村町農業委員会 ●編集／農業委員会事務局:群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 電話0270-64-7710



新たな農業委員会になりました

前農業委員が平成29年7月14日に任期満了を迎え、7月18日に行われた第1回農業委員会総会において改正農業委員会法に基づいた初めての農業委員12名が玉村町長より任命され、会長及び副会長(会長職務代理者)が選出されました。引き続き、新設された農地利用最適化推進委員4名が農業委員会から委嘱され、新体制の農業委員会がスタートしました。

平成32年7月までの間、定例会、農地等の利用最適化の推進、農地等に関する相談、各種事業や行事などの活動に尽力していきます。

Vol

70

2018 3/31

会長あいさつ

早春の候、皆様には益々ご健勝のことと、心からお慶び申し上げます。また日頃より、農業委員会の活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、農業委員会総会で選出され、会長に就任いたしました。

さて、農業委員会組織は、改正農業委員会法の施行に伴い、農地利用最適化推進委員が新設されました。これまでの業務に加え、農地等の利用最適化の推進が必須業務となり、地域内の農業振興と担い手への農地集積率向上に向けて今まで以上の成果が求められております。

農業を取り巻く環境は、多くの問題を抱え、厳しい状況であります。新鮮・安心・安全な農畜産物を供給できる環境づくりと、玉村町の農業発展のため、関係機関と連携し、活力ある農業の実現に向け、取り組みを行ってまいりますので、今後ご支援をよろしくお願いいたします。



玉村町農業委員会
会長 松浦 好一

ばくしゅうのさと 麦秋の郷の景観について

農業委員会では、耕作放棄地の解消、農地保全、麦の作付け奨励、後継者育成を図るため、町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信していきます。



群馬県農政部澁谷部長の講演会、農業者と農業委員会との意見交換会、人・農地プラン座談会を開催しました

平成29年11月24日JA佐波伊勢崎たまむら支店2階会議室において、群馬県農政部澁谷部長による講演会と農業者と農業委員会の意見交換会(人・農地プランの座談会)を開催しました。農業者と農業委員、関係職員82名が参加しました。

講演会では、今後の農業の展望と政策についてというテーマで群馬県の目指す農業の基本施策、玉村町の成長する農業への道筋、担い手の育成等について、具体的な数字・例えを挙げ、分かりやすく講演していただきました。

引き続き行われた、意見交換会では、米の生産調整や農地の貸借についての意見や要望、人・農地プランについての話があり、大変有意義な意見交換会となりました。今回の意見交換会でお話のありました、意見・要望については、農業委員会として国・県・町の施策に反映されるよう進めていきます。

意見交換会の内容については、町HPで詳しく載せてあります。



平成30年度玉村町農業施策に関する意見書を提出

意見項目

I 地域農業の振興について

○中間管理事業や農地利用集積円滑化事業の周知について

町としても玉村町農業公社や中間管理機構の事業について積極的に宣伝し、農地集積が進む努力をするよう要望。

回答：中間管理機構や玉村町農業公社と連携しながら、町広報誌などの媒体を通じ、積極的に制度周知を図っていききたい。

○農業農村基盤整備事業の促進と予算確保について

半世紀経ち老朽化した農業水利施設の保全整備など、農業農村基盤整備事業予算を十分に確保し、万全な対策を行うことを要望。

榎町用水の下流については、恒常的に流量が不足しているため、早急な改善を要望。

回答：基盤整備は、農業経営の安定・発展、防災面でも重要な課題であるため、国や県の事業等を最大限活用し、万全な対策を講じたい。また、榎町用水下流の流量については、堰の協議会内での調整を徹底し、具体的な改善策の可能性について研究していきます。

○地産地消と6次産業化の推進について

地場産農畜産物を地域で消費することは、食育、地域の伝統的な食文化の継承へつながり、地域農業の振興となります。玉村町の農業の発展のために地産地消の更なる推進を要望。

回答：6次産業化の支援や、学校給食での地場産農畜産物の利用を促すなど、各関係機関と連携し推進したい。

○ばくしゅうのさと麦秋の郷の景観について

町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信し、周知していくことを要望。

回答：あらゆる機会を捉え、玉村町らしい景観としての麦秋の景色を内外に発信し、様々な波及効果を期待するとともに、地域農業の発展を支援したい。

○新規需要米等、経営所得安定対策への継続支援について

農業者が安心して取り組めるよう継続性のある支援制度にするとともに十分な予算措置を行うことを国・県に働きかけることを要望。

回答：経営所得安定対策が継続性のある制度となるよう、国や県に働きかけたい。

○地域住民へ農業生産活動についての理解を深めることについて

農業や農地は、住民へ新鮮で安全な食を提供するとともに、災害の緩和、防災等の多面的機能を担っております。地域住民の農地や農業に対する理解を深めるよう要望。

回答：非農家の人は農作業になじみがないことから、多面的機能支払交付金の活用推進や農作業体験イベントなどに参加を促し、農業に対する理解を深めたい。

○鳥獣被害対策について

近年、町内においても、農産物の被害が拡大しているため、予防対策も含め、鳥獣被害防止対策を早急に講じるよう要望。

回答：これからも、鳥獣による農作物被害が増大すると考えられるため、玉村町猟友クラブや関係機関と連携し、有害鳥獣を駆除する対策を図っていききたい。

II 担い手対策について

○担い手の育成・掘り起こし支援について

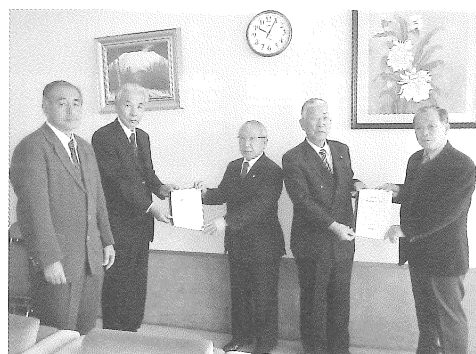
認定農業者、農事組合法人の経営発展や改善のための経営管理能力の向上・経営の法人化等の様々な取り組みを引き続き支援することを要望。

回答：引き続き、県指導センターやJAと連携し、新規就農者の認定農業者への誘導や担い手である認定農業者等の経営発展を支援していききたい。

○農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）について

新規就農者が、安心して農業研修や農業経営が行えるよう農業次世代人材投資資金を継続し、地域に定着できるよう指導の充実を図ることを要望。

回答：より多くの就農希望者が、地域に定着し農業経営を発展していけるよう支援していききたい。



地産地消

小学生と一緒にたまむらカレーの食材を生産

農業委員会では平成18年度より毎年、「はつらつ玉村食育プラン」の一環である「たまむらカレー」の食材として、玉ねぎとじゃがいもを芝根小学校の児童と一緒に生産しています。

2年生の時に植え、3年生になってから収穫します。農業委員に教えてもらいながら、楽しく植付け、収穫作業をしてもらいました。7月19日の「たまむらカレーの日」には、農業委員も芝根小学校に招待され、みんなと一緒にカレーを味わいました。



玉ねぎ定植 平成28年11月22日



玉ねぎ収穫 平成29年6月7日



たまむらカレー給食 平成29年7月19日

下限面積(別段面積)の設定について

飯倉・五料地区の農地は自己保全管理されている農地が多く、農地法施行規則第17条第2項に該当する不耕作農地が相当数存在している、または将来において発生する見通しであるという理由で、耕作権が流動しやすいよう下限面積(別段面積)を20aにすることが決定されました。

なお、その他の地区につきましては、これまで通り農地法で定められている50aで変更ありません。

農地法施行規則第17条第2項に基づき決定

| 下限面積(別段面積) | 適用地区名(大字名) |
|-------------------------------------|-------------|
| 20アール | 飯倉、五料 |
| 50アール <small>※下限面積は定めない。</small> | 飯倉、五料を除く全地区 |

農地の権利移動や転用には許可申請や届出が必要です。

農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保のため、農地法、農業振興地域に関する法律に基づき、農地の権利移動や農地転用の審査を行っております。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合は許可が必要です。

農業公社を通して貸借する場合は、許可は必要ありません。

農地を相続した時は、届出が必要です。

農地を宅地、倉庫、駐車場、資材置場等、農地以外の用地にする場合、農地転用許可が必要です。

市街化区域は届出が必要となります。

農用地区域内の農地は、先に農振除外の手続きが必要です。

※内容により必要な書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局(64-7710)へご相談してください。

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞

月4回金曜日発行 月700円(送料・消費税込)

■お申し込みは農業委員会事務局(64-7710)まで

発行所 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル



農業者年金の相談は農業委員会事務局またはJA佐波伊勢崎窓口まで

国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度があります。農業者にとってメリットがある年金です。

農業者年金で生涯所得の確保を!